

内閣委員會議録 第十二号

昭和二十八年七月九日(木曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事大村 清一君 理事高橋 等君

理事八木 一郎君 理事上林與市郎君

理事鈴木 義男君 理事松田竹千代君

江藤 夏雄君 津島 國利君

永田 良吉君 長野 長廣君

平井 義一君 船田 中君

牧野 寛素君 高瀬 傳君

栗山 博君 神近 市子君

島上善五郎君 中居英太郎君

中村 高一君 辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

國務大臣 木村篤太郎君

出席府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

行政管理局次長 大野木克彦君

總理府事務官(行政管理局管理部長) 岡部 史郎君

保安庁次長 増原 惠吉君

保安庁長官官房長 上村健太郎君

大臣官房長 大江 晃君

外務省参事官(大臣官房審議室付) 廣瀬 節男君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

七月八日

委員福田昌子君辭任につき、その補

欠として島上善五郎君が議長の名で

委員に選任された。

同月九日

委員山崎巖君辭任につき、その補欠

委員として島上善五郎君が議長の名で

委員に選任された。

第一類第一号

内閣委員會議録第十二号

昭和二十八年七月九日

として江藤夏雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員富吉榮二君辭任につき、その補欠として中村高一君が議長の名で委員に選任された。

七月八日

軍人恩給復活に関する請願(山崎岩男君紹介)(第二九八〇号)

同(大村清一君紹介)(第二九八一号)

同(小高薫郎君紹介)(第二九八二号)

同(相川勝六君紹介)(第二九八三号)

未復員者給与法による入院患者に傷病恩給等支給に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二九八四号)

同(島上善五郎君紹介)(第二九八五号)

公務員の給与改訂に伴う恩給改訂に関する請願(荒瀬清十郎君紹介)(第二九八六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一五号)

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)

行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし本案を討論に付します。

討論の通告があります。神近市子君。

○神近委員 私はこれには反対でございます。というのには、昨日もいろいろ質問がございました通りに、今までの外務省の海外移民に対するいろいろ事務的な態度は非常に不親切をきわめておるものであり、そして結果として移民というものは全部棄民の状態に置かれていた。それで今度の予算はそんなに膨大なものではございません。新しい増員は六人にとどめてあるし、この一億六千二百万円のうちの一億三千万円が移民に対する貸付でありまして、その経費は多いとは言えないのです。説明書にもうたつてあります通り、戦前の外務省及び拓務省に比較するときわめて貧弱であり、今後増加すべき移民事務を能率的に処理するためには十分たというのでありますけれども、国の財政その他のことが戦前にも何と比較することができるような状態にはないときに、道具立てだけ先に整備しようというのにはちよつと順序を前後していかないとと思つております。わずかに六人ぐらいの増員でできるものでありますならば、今の機構のままでも十分これをおやりになつてみる。そして今までの、戦前のような扱い方ではなく、もつと親切に、もつと移民というものが効果的にできるようにして、そしてその能率を上げる。その実績を私どもに見せていただいてから、これを拡張するという段階に来たならば、これは国費といふのがわづか、わづかな国民の全部がこれを負担するのであ

りますから、その仕事をやつてみてから機構をつくる。今までお役所の仕事というものは機構を先につくつてその実体が伴わなかつたというやうな状態でございますから、この際この説明書にもあります通りに戦前の状態に帰すというのにはもつてのほかの誤つた概念だと思つて、それで、仕事をやつてみていただきたい。その上でどうにもやれないやうな状態になるならば、これを認めるということには私は当然のことだと思つて、ともかく、千人をそこその送り出し、二千人かそこらの呼寄せ移民に対して、今日の機構の中で事務がやれないはずはないと思つて、これはお役所仕事の一番悪いところを見せたものであります。私どもにやらせてみてくだされば三千人や四千人の送り出しは能率的にやつてみせるというふうに考えます。そういう意味から私は反対でございます。

○稲村委員長 高瀬傳君。

○高瀬委員 私は外務省提出の海外移住局設置の本案に賛成の意を表するものであります。なるほど設置理由説明書の中には、私が昨日の質問において指摘しましたように、積極的施策の見べきものがないという点は非常に遺憾の意を表する次第であります。何分独立後、日本の人口増加の比率はなほ大きく、国内の産業の状態あるいは人口問題の解決等については各界とも非常に苦慮している今日、できるだけわれわれは移民を合理的な方法をもつて奨励し、各国と交渉して、人口、食糧問題の前途に少しでも光明を認め

るやうな施策が政府になれば、とうてい日本の発展を期することはできなからうと思つております。そういう点で、外務省が率先して海外移住局を設置して、日本の人口、食糧問題の解決に一石を投じようとする熱意を示したことにについては、内容については私は不十分な点があるとは思いますが、一応敬意を表する次第であります。しかも現在においては、何ら移民の状態において戦前と大した違いがないという御議論もあるやうであります。まづ、多くの移民の問題が起きてから移住局を設置するよりも、多少早いきらいはあります。今から移住局を設置して積極的に移民の方策を講じ、またその指導あるいは誘掖について奮励するということには独立国家として当然でありまして、この点について、現在の状態はさして移民局を膨大にする必要はないにいたしましたが、将来に備えてある程度移民局を増強するということは、私は当然であらうと思つて、そういう点で、今回の移民局の設置は、予算も大して伴いませんし、人員も少し、わずかに神戸に移民相談所を置くという程度のものでありますから、この際経費の点から考えまして、人員の増加の点から考えまして、大して国費に影響することもないと思つて、将来の移民発展のための基礎工作として、移民局設置に私は賛成いたします。

ただ、この際当局に切に希望しますことは、旧来通りの、いわゆる古い形の移民政策を行わないやうに、単なる

第一類第一号

内閣委員會議録第十二号

昭和二十八年七月九日

移民業者のようなものに善良なるわが国民が食いものにならないように、新しい角度から切に御指導願いたいことと、また、単なる農業移民だけということに重点を置かず、産業発展の立場から、工業移民といふか、ある程度まで貿易に伴つて日本のほんとうの工業を外国に輸出し、それに従つて日本の移民がいわゆる工業移民としてどん／＼と外国にも出て行きますように、こういう点についても切に御考慮を願うことにいたしまして、私は本案に賛成いたします。

○稲村委員長 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 日本社会党は、この外務省設置法の一部を改正する法律案に対して反対の意見を表明するものであります。

ただいま高瀬委員が御説明になつたことは、そのまゝ反対の意見に転用できることでありまして、私も、別に移民を重大な仕事でないと思つてゐるのではないのでありまして、きわめて大事なことであります。遺憾ながら日本の移民を許すところは、世界にブラジルとパラグアイだけしかないのであります。そうしてその人数も限られておるのであります。一年にわずかに二百家族とか三百家族、そういうものを送り出すのにそんなに大規模な機構がいるはずがない。将来インドネシアとか、ボルネオとか、ニューギニアとか、あるいは満州とか、いろいろな方面に移民が行われるようになりましてなれば、これはもう外務省の外局としての移民庁をこしらえてもよろしい、われわれはそれくらい必要を感じるのであります。それでも国策としては、一年に十万人ずつ送り出しても十年

に百万、百年かかつても千万でありまして、わが国の人口問題の処理としては大したことはないものであります。しかし全力をあげてやらなければならぬことでもありますから、そのときはつばな官庁をつくることは賛成であります。今のこの状態においてこれだけの仕事を一つの局を設けなければならぬという必要はないと思ひます。むしろ分業的な見地から、わずかの人員の局を置いておき、つかえないという考え方を私も持つておりますけれども、局というものをつくれば、どうしてもそれにふさわしくしようとして、これを橋頭堡としてだんだん大きくして、大した仕事もな

い機構だけは完備するといふのがわが国の官庁のやり方でありまして、私は、この程度の仕事量ならば課というものでこの当分はたくさんであると思ひます。移民課というものを欧米局の中に設け、それでおやりになればよろしい。もし仕事の量及び性質上人間がいるというならば、これは十人ふやうが二十人ふやうが私は賛成であります。特に欧米局などと対立する局を設けるということは、行政機構全体をできるだけ簡素化し、行政費の節約を主張する吉田内閣の方針にも反することであるし、われ／＼の見地から見て、その取扱いが不親切であるという御質問を昨日申し上げたことは事実でありますけれども、決してそういう感情的なことに基いて反対するのではない。仕事の量及び性質から見ると、一局を設けるほどの量を今わが国として持つていないのであるから、当分は課で十分である。その必要を感じる程度に移民が有望になつて参りまし

た場合には喜んでわれ／＼も、これを局とし、あるいは外局とすることにも賛成するといふことを申し上げて反対の意思を表明する次第であります。

○稲村委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。外務省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

なお、ただいま可決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願います。

○稲村委員長 保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。右に

関し保安庁長官より発言を求められております。これを許します。木村国務大臣。

○木村国務大臣 かねて、警備計画試案に關しましてその提出を求められておつたのであります。この前私が申し上げました通り、これはまづたく各省との連絡もできておらず、また、庁議においてこれを審議したわけでもなし、確定の案に至つていないのであつて、私のただ単純なる、将来の計画案を立てる場合の心組みとして一応の案をつつたわけでありまして、さういふ理由からいたしまして、この試案を提出することは差控たいといふことを予算委員会においても申し上げ、またこの委員会においても申し上げる次第であります。何とぞ御了承をお願いいたします。

○稲村委員長 右に關し質疑の通告があります。これを許します。島上善五郎君。

○島上委員 ただいまの資料を提出しないといふことに對しては私は承でませんが、これは追つてこの法案の審議に關連する質問の中で順々に質問を申し上げたいと存じます。

最初に私は、保安隊の性格と申しま

すか、目的について、これは保安庁法によつて明らかでありますけれども、あとの質問の都合上この点をもう一べんはつきりと伺つておきたいと存じます。保安隊は国内治安を維持するためのものである、直接侵略に對しては米軍がこれに當る、こういうふうには解釈してよろしいかどうかといふことをはつきりと御答弁を願います。

○木村国務大臣 お答えいたします。保安隊の性格は、今仰せになりましたように保安庁法第四條に明確に規定されております。国内の平和と治安を維持し、人命財産を保護するために、特別に必要な場合においてこれを運営管理することになつております。そこで直接侵略に對してはどうするか、これは御承知の通り、ただいまにおいては直接侵略に對しては処置いたすべき何らの手段を持たない、これは安條約においても明記されておる通りであります。従ひましてやむを得ず、アメリカ駐留軍の手においてこれを処置するといふことになつておる次第であります。

○島上委員 そういたしますと、国内治安の維持、すなわち平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要ある場合に動員するものである。これはわかりましたが、それで今日の日本の状態、国内の治安状況及び今われ／＼が予想し得る限りにおいて、保安隊の出動を必要とする

事態があるとすれば、大体どのようなものを予想されておるのでしようか。

○木村国務大臣 ただいま具體的にはそれを申し上げることはできないのであります。少くとも日本の国内の治安を維持するといふ上におきましては、いろいろの考案があるものであります。もつとも警察の手において処置すべきことは、警察の手において処置するのとは當然であります。それらの手においてとうてい処置することができないような大きな事案が起つた場合に、これは保安隊が出動しなければなりません。またかりに、不幸にいたしまして間接侵略と直接侵略とが同時に勃発するといふことは、いずれの国においても見得るところであるのであります。従つてさうなときに對処することとをあらかじめわれ／＼は考慮の上に置いて、保安隊のいろいろの訓練とかあるいはそれに対する装備とかいふことを充実する必要がある、こう考へておる次第であります。

○島上委員 いろいろの場合がある、こうおつしやいます。保安隊が国内治安を維持するためのものであるならば、長官の言われるそのいろいろの場合を考へて訓練なり装備なりをするのは、これは當然だと思ひます。従つて現在行つておる訓練なりあるいは現在持つてゐる装備なり、あるいはいせんそのいろいろの場合といふことを想定して行つておるものだと考へますが、さうでしようか。

○木村国務大臣 今仰せになりましたのは、おそらく富士の裾野でやつた演習をおさしになるものと了解するのであります。これは何も仮想のものを對

象としてやつたわけではないのであります。ただ保安隊が今持つております編成、装備その他の訓練の点について、一体どうなつておるか、改善すべきことは改善したい、いろいろな点からこれを検討したいというので、一応のあつた訓練をやつたわけでありま。これは何を目的としてということ、やつたわけではないのであります。

○島上委員 今私は富士の裾野のことばかり言つておるわけじゃない。保安隊が国内治安を維持するために、保安庁法にありますが平和と秩序を守り、人命及び財産を保護するために、特別に必要とする場合に出勤する、こういうことになつておりますから、従つてふだんの訓練あるいは訓練に必要な装備というものは、そのことを考へてするのが当然だと思ふのです。そういう訓練なり、またそれにふさわしい装備なりを持つてゐるかどうかということをお願いいたしませんか。

○木村国務大臣 さようであります。いろいろな場合を想定して訓練をやつております。また装備の点においてもさようであります。今申し上げましたように、警察の手ではとうてい処置し得ないような大きな事案が起るような場合に、こういうものを頭のうちに考へて、いろいろなことをやつておる次第であります。

○島上委員 いろ／＼とおしやいます、あまり抽象的ですかみどころがありません。たとえばどういふ場合を想定してどういふ訓練をしておるか、現在持つてゐる装備がそれに相当したものかどうか。たとえば言へばどういふ場合を考へておるかというこ

とを、一、二でもいいから具体的に言つてもらいたい。

○木村国務大臣 たとえて申し上げますと、大きな内乱、擾乱が起り、またこれと同時に集団暴徒が侵入して来た場合のようなことを一面において頭に描き、または内地において突発的に大きな暴動事件が起つて、警察の手で処置することができぬような場合を考慮して、それに応じた訓練をいたしておるわけであります。

○島上委員 あとで現在保安隊がどのような装備を持つておるかということをお願いいたしますが、私も承知している限りでは、特にせんだつての富士の裾野の演習で見て参りました、バズーカ砲であるとか、戦車であるとか、高射砲であるとかいふものをもつての訓練が主であるようでありま。そのような訓練を主として行つておるように思われる。そういうしますと、今想定される国内擾乱というものは高射砲を必要とし、戦車を必要とし、対戦車砲を必要とする、そういうことを長官は想定されていらつしやるでしょうか。

○木村国務大臣 ただちに今どうこうということは考へておりませんが、将来万一そういうような場合があるかもしれぬ。これはふだんからさうなことを訓練しておきませんと、一たび突発的にそういう事案が起りますと間に合わないのではありません。そういうことを十分に考慮して、それに対する平素の心構えその他処置を講じておきたい、こういうことからやつておる次第であります。

○島上委員 将来不幸にしてそういうことが起り得るかもしれませんが、そ

のような事態以外に、国内の治安が乱れて保安隊の出動を必要とするような場合、たとえばこの前のメーデーの事件は警察でもつて片づきましたけれども、ああいうような場合を考へてそういう訓練、そういう装備などをお持ちになつておるのかどうか伺いたいと思ひます。

○木村国務大臣 警察の手においてうてい処置し得ないような場合を考慮いたしまして、さうな場合に対処すべき訓練なり、装備なりはやはり持つておる次第であります。

○島上委員 ここにいう人命財産を保護するためということ、たとえばせんだつての九州に起つた大水害のようなものもその中に入らぬと思ひますが、そして九州の水害には出動されましたが、ああいう水害に対処する訓練あるいはそういう装備を今日お持ちでしょうか。

○木村国務大臣 人命財産を擁護するのは、われ／＼保安隊の任務であります。せんだつての北九州の災害あたりにおきましては、目のあたり保安隊は出動しております。もう一方あるいは人命救助その他のことについては、諸々と保安隊がこれに當つておるのであります。その場合に使うべきいろいろな施設、あるいは装備という点につきましても、不十分ながら持つておる次第であります。なお今後ともこの不幸を契機とし、研究材料として、将来に対処したいとせつかく考慮中であります。

○島上委員 日本は不幸にして水害とか震災などが非常に多い国で、私どもは常識からしますれば、先ほど長官が言われたような大規模な集団暴徒が蜂

起して、戦車や高射砲やバズーカ砲を必要とする場合ということ、ちよつと考へられませんが、水害とか震災とかいふことは、今言つたような大規模な擾乱よりも、水害のごときは毎年秋に一ぺん必ず起るというほどに起つておる問題ですから、そういうことに対して出動することも任務の一つであるとするならば、それに対する訓練なり、あるいは設備なりというものが、こ

そ、まづ先に必要ではないかと思ひますが、私が聞き及んだところによりますれば、今度の九州の水害に出動した保安隊は、シャベルだけしか持つていなかった。船を必要とするが、保安隊は船を一つも持つていない。もう一つは、保安隊の出動が被害を受けた現地の知事の指示によつて動いたのではなくして、アメリカの顧問のさしづにやつて動いた。出てくれたことは非常にありがたいことではあるが、実際にはそういうことを予想した訓練なり施設なりをしてなかつたために、出た割合に、非常に役に立つたと言いがたいものがあつたということをお聞きしております。そこで、あの水害にはシャベルだけではとうてい話にならぬと思ひますが、ああいう水害の際に出動するに必要な設備、道具等を持つていらつしやるかどうか。そういう訓練をしたことがあるかどうかということ、この際はつきり聞いておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 ただいま水害の救援に際してアメリカ顧問の指揮のもとにやつたというお話であります。これは全然デマであります。私は保安隊の名譽のためにこれをはつきり申し上げます。さうな事実は毛頭なし。し

こうして保安隊におきまして、この北九州の災害におきましては、身命を賭してあらゆる方法を講じてやつております。現に佐賀県会におきましては、保安隊に対して感謝決議をしております。関係果におきまして、おつつけ全部保安隊に対する感謝決議をしようというふうなことを、今申合せ中であると思ひます。おそろく二、三日中に実現されることかと考へております。そのような次第であつて、今度の水害に対しては、保安隊がいかに役立つたかということをおまのあたりに示したわけでありま。さうしてこれに対してどういふことをやつたかと申しますと、保安隊には施設部隊といふものがありま。あるいは道路、あるいは橋梁の修繕、改修の機具を用意しております。これがいち早く出動いたしまして、鉄道の復旧、道路の復旧あるいは橋梁の復旧について万全の策を講じております。またこういう場合に一番必要なのは飲料水であります。その飲料水の濾過器を不斷から保安隊においては準備いたしておりましたので、これをいち早く持つて行きまして、市民に飲料水を供給して、非常な感謝を得ておるのであります。あるいは衛生部隊も出動いたしまして、赤痢の蔓延の防止等について万全を尽しておる次第であります。しかし将来もまたかようなことがあるいはあるかもしれない。これを一つの契機として大いに研究いたし、改善すべきことは改善したい、こゝ考へております。

○島上委員 高射砲や戦車やバズーカ砲よりも、そういう水害や震災に対する装備、施設あるいは訓練の方が、今

の日本にとつてはより重要ではないか、それよりもこつちの方が先に重要なことではないかと私どもは考えています。長官はどのようにお考えになりますか。

○木村国務大臣 私とは相まつて行くべきものであらうと考えています。

○島上委員 それでは伺いたしますが、今日御承知のように、保安隊はアメリカの軍隊と同じような——嚴格にいって同じであるかどうかわかりませんが、私どもが見れば、アメリカの軍隊と同じ服装をしてゐる。それから装備も訓練の方式もまったく同じだと聞いておりますが、日本の国内の治安対策のために、あるいはそういう非常災害の対策のために、特にアメリカの服装、訓練、装備というものを必要とする理由を伺いたしたい。

○木村国務大臣 服装の点であります。が、服装は必ずしもアメリカを全部まねてゐるわけではございません。アメリカのいいところをとりまして、活動をもっと能率的にやりたいという観点から、これをつくつてゐるのであります。なお将来改善すべきことは改善いたしたいと、こう考えております。訓練の点につきましては、御承知の通り、警察予備隊時代においては、アメリカの示唆を受けまして、アメリカのいろ／＼な編成、装備その他の点を取入れてやつたことと事実であります。しかし昨年十月十五日保安隊発足以来、われ／＼は何としても日本独自の考え、また日本独自の方式をもつてやりたいという観点からいたしまして、今着々とそういう是正すべきことは是正しておる次第であります。おそらく近き将来において、全部日本式に

なることとわれ／＼は確信して疑いません。

○島上委員 せんだつてもちよつとお伺いしたのですが、現にアメリカへ百四十何名かの留学生を送つてゐる。そしてその留学生は、アメリカにおいて、アメリカの軍隊における中隊長の訓練を受けていると私も聞いてゐる。そしてまたその諸君は、帰つて来たから、日本の保安隊の中隊長と申しますか指導者と申しますか、そういう役目を持つてゐると聞いておりますが、もしそうだとするならば、今後だんだん日本独自の方式に改善して行くということとは逆ではないかと思う。どうも今の長官の答弁は、その場限りの答弁としては、それで過ごされるかもしれないが、今後時日がたてば、そのことがほんとうであるか、うそであるかということがはつきりいたしますので、私はこのことについて、それ以上争おつてしまふことが、私どもの見るところでは、どうもそうではない、長官のただいまの答弁と逆ではないかと思はれる。そこで伺いたしたいのですが、現在アメリカの顧問団は、保安隊に何人おつて、どういう任務を持つてゐらうか、というふうな点について、

○木村国務大臣 人数の点は、私は詳細にこゝでお答えすることはできませんが、しかし保安隊の訓練その他の点については、何ら顧問団の示唆と申しませうか、そういうものは受けておられません。ただアメリカから借りております武器の操作その他の点について、これに習熟するために、一部アメリカの顧問団の人たちの示唆を受けてゐる事実はあるのであります。これもほとんど終りますから、顧問団は

をらく引揚げることを考えております。

○島上委員 アメリカの顧問団が現在のどのくらいおるか言えないということでしたが、今年の春か昨年か期日ははつきりしてありませんが、たしか参議院における質問の際に当時六百八人おるといふ答弁をしてゐるやうに伺つてゐる。その六百八人が減つたのかふえたのか。そして言えないのは、現在数をはつきりと掌握してゐないのと言えないのであるか、その他の理由があつて言えないのであるか。

○木村国務大臣 今わかりましたから申し上げます。全部で顧問将校が百八十五人、補助下士官が三百一人、総計四百八十六人の現在数であります。

○島上委員 MSAの援助については今これから交渉を進めようとしてゐるのでございしますが、日本政府の意向はMSAの援助を受けるという意向があるやうで、そしてMSAの援助を受けるとそれは保安隊が対象になるということとは明らかです。その場合にはさらに顧問団が派遣されるということが伝えられておりますが、その場合の顧問団はどういう任務を持つて来るものか。それから現在の顧問団との関係はどういうことになりますか。

○木村国務大臣 MSA援助につきましては、その交渉はまだ開始されておられません。今後にまたなればなりませう。どういふことにならうかは私にここで申し上げることはできませんが、しかしかりにMSA援助を受くると仮定いたしましても、私は、保安隊は日本の保安隊であります、日本独自の方式をもつてこれをやりたいと思つております。顧問団のことは今考へ

ておりません。

○島上委員 日本の安全保障については将来集団防衛という方式で行きたいと個人としては考へてゐるという御答弁がございしましたが、その集団防衛といふことは、その場合に日本が米軍その他と共同防衛をするといふことになるかと思ひますがいかがでしようか。

○木村国務大臣 かりに共同防衛を必要とする場合におきましても、私は日本の保安隊は日本の指揮下においてこれを処置すべきであつて、いやしくもアメリカの指揮下には入るべきものでないといふ建前をとつてゐるものであります。

○島上委員 長官は、これはアメリカのことだから知らぬと言われればそれまでですが、アメリカでは新聞、雑誌等で日本の保安隊のことをネーティヴ・アーミー、アメリカ軍の指揮下に入る植民地軍あるいは土民軍といふやうな言葉でもつて扱つてゐるというのを御存じでしょうか。

○木村国務大臣 アメリカが何と申しましようとする日本の保安隊は日本の保安隊であります。われ／＼は断じてアメリカの土民軍とか傭兵だとか、そういうことはかりそめにも考へておりません。

○島上委員 私どもは今の保安隊の服装、装備、訓練それから顧問の指導を受けてゐる事実等からして、どうもかつて日本が満州国に満州国軍といふものをつくつて日本の軍隊の手先に使つた、ああいう運命になるのではないかと、ああ心配がしてならない。従つてまた海外に派兵をさせられるという運命が待ち構えてゐるのではないかと

心配があつてはしかたがない。そういうことがないといふのはつきりした保証があるでしようか。

○木村国務大臣 われ／＼はさうなことは断じて考へておりません。どうか島上君初め皆さんがかりそめにもそういうことのないやうにひとつ御監視をお願いしたい。われ／＼はさうなことはさしたくないと考へております。

○島上委員 今出されてゐる保安庁法の一部改正は、三千二百五十人の増員ですが、これは在来吉田内閣が主張して参りましたいわゆる自衛力漸増の本年度の計画と了解してよろしいでしようか。

○木村国務大臣 従来の方針の自衛力の漸増とはこれは別個の問題であります。これは結果から見れば自衛力漸増といふことはできましよう。一人でもふやせばこれは自衛力漸増であります。しかし吉田内閣のいつてゐるいわゆる自衛力漸増とは、これはその性質を異にしてゐると考へております。

○島上委員 そうしますと自衛力漸増と全然関係がないとおつしやるのですか。

○木村国務大臣 結果から見れば自衛力の漸増になることと思ひます。しかし、将来どういふ方式で自衛力を漸増しようかといふことは今後の問題であると思ひます。

○島上委員 今年大蔵省へ保安庁の経費として当初要求しましたのが千二百二十億と記憶しております。そしてこの前の解散直前の予算、つまり不成立予算では八百三十億、今回七百十九億になつておりますが、もし当初予算の要求が通つたといひますれば、人員の増加についても現在の三千二百五人

るのではないかと思います、どうでしょう。

○木村国務大臣 これは日本国民がすべてその気持であらうと考えております。独立国家となつた以上は、みずからの手によつてみずからの国を守らなければならぬことは当然であります。最高目標は日本国民は一樣にそこに置いておることと私は考えております。

○島上委員 従いまして、最高目標で最後の目標でもいいのですが、その最高目標なるものは、米軍の日本駐留を必要としないこととであり、それから、直接侵略に対しても対抗し得る自衛態勢ということになるのではないのでしょうか。

○木村国務大臣 常に申し上げます通り日本の国力はさうな点に参つていないのであります。やむを得ず直接侵略に対してはアメリカの駐留軍の手により、国内の平和秩序を保つために保安隊を設置し、両々相まつて日本の安全を期して行くというのが現在の建前であります。

○島上委員 現在の建前はわかつております。私が聞いておるのは、あなたが今言つた最後の目標は日本の土地に駐留軍を必要としないこと、すなわち日本みずからが自衛することを目標にしておる、こういうのですから、従つて保安隊の最後の目標は、直接侵略に対しても対抗し得る状態を、最後のあるいは最高の目標としておる、こういうことに当然なると思うのですが、それをはずきりしてもらいたい。

○木村国務大臣 保安隊がどうであらうとそれは別問題といたしまして、日本が独立国家となつた以上は、どこまでもみずからの手によつてみずからの

国を守らうということは希望するのであります。それは一大理想であります。その日の一日も早くらんことを私はこいねがつております。

○島上委員 ですからそれは長官の希望としてさもあるうと思ひますが、従つてその状態のことは直接侵略に対しても対抗し得る力を——それは軍隊となるか戦力となるかという議論は別にしまして、そういう力を持ちたいということを理想としており、しかもそれが一日も早くらんことを期待しておるということになると思ひますが……。

○木村国務大臣 もちろん私は一日も早くさういうような日本の国力の回復するときにこい願つております。

○島上委員 そういふ直接侵略に対抗し得る力というものは、今の保安隊とは量も質もともかなり違つたものにならうと思ひますが、さういふ力は戦力と解してよろしいかどうか。

○木村国務大臣 そういふ力が戦力となるかどうかというとは別問題であるかどうかとすることは別問題でありまして、戦力を持つほどの力は今日本にないから、遺憾ながらやむを得ずアメリカ駐留軍によつて直接侵略を防いでもらつておるのであります。さういふことのないように私は国力の増進を期待するのであります。

○島上委員 どうも長官は現在のことに混淆してごまかそうごまかそうとしておりますが、私は現在のことはさつき聞いて知つておるのです。しかし米駐留軍を必要としない状態ということ、直接侵略にも対抗し得る状態だということだと思ふのです。これは当然さうなるのです。従つてそのような事態になる前には当然憲法を改正しなければならぬと私は理解してゐる

のですが、長官ははつきりその通りならその通りと男らしく言つていただきたい。(遠い先のことは言うなと呼ぶ者あり) だから先のことを関連して質問してゐる。

○稲村委員長 静粛に願ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。戦力を持つに至りますのには、憲法を改正する必要があることは当然であります。

○島上委員 せんだつてのいわゆる警備計画ないしは防衛計画とも言われておりますが、警備計画でもよろしいが、今言つたような、将来は米軍の駐留を必要としない状態を目標として考へられたものであるかどうか、それを承りたい。

○木村国務大臣 私はこの前も申し上げました通り、日本の国内の治安情勢の変化に伴つて治安力を増加する必要がある場合にどうしたらよいかという一応の見当をつけるためにやつたのであります。いわゆる日本の警備力の増加の点であります。

○島上委員 私はただいまの答弁から判断すれば、木村長官は当然さういふ状態を目標に置いて、国内の経済力とかいわれる客観情勢とかを考へて、それを目標にして計画を考へられてゐるに違ひないと思ふのです。発表されないうこととでがなばつておりますが、少くも目標はそこにある。さういふことで警備計画を考へてゐるということはこの際男らしくはつきりと言われた方がいいのじやないかと思ひます。

ぐあいにしたらしいかということの一応の見当をつけたのであります。

○島上委員 アメリカの第八軍の元司令官であつたアイケルバーガー中將が、最近アメリカの雑誌に、朝鮮問題を論じた末に、日本は安全で有効的な一大前進基地と化し、アメリカにより訓練され整備された日本陸海軍が編成されつつある、さういふことを書いてあります。これに対して長官はどのようにお考えになりますか。

○木村国務大臣 アイケルバーガーが何と言おうと、われ／＼の考えは全然さうではないのであります。

○島上委員 私どもは今回提案された保安庁法の一部改正、すなわち三千二百五十人の増員は、政府が今までいわれておる自衛力の増強の本年度の計画である、このように解釈しております。そして当然来年度の計画、再来年度の計画も、心づもりとしてでもよろしいが、あるべきものだと思ひております。そこで例の警備計画の内容が私どものこの法案審議の際にぜひ参考として必要だ、こう考へるのです。だからこそせんだつて来れば／＼強くその提出方を要求されておるが、自分の心づもりであるから出せない、さういふことです。しかし長官が部下である局長に命じて役所の資料をもつてつくつたものでありますから、まつたくの個人的なものでないことは明瞭であり、そしてさういふものでもいつこうだから委員会が審議の必要上出してほしいというのを断りつけておりますが、私どもは憲法、国会法、衆議院規則からして、提出を求められてゐるものは少くとも法的には拒否するといふ根拠がないように思ひますが、法的に

拒否する根拠がありでしたらお示し願ひたい。

○木村国務大臣 この保安庁法一部改正についての増員は、御承知の通り前国会において御承認を得ましたアメリカとの船舶賃借協定に基いて借りましな船であります。これは国会で御承認になつたのでありますから御承知の通りであります。その船に乗せる乗組員をつくりたいということで、決して漸増計画でも何でもありません。もうすでに認められた契約に基いて借りた船に乗せる人をつくりたいのであります。これは既成の事実であります。船を借りても、乗組員がなければ何にもならない。この点を十分御了解いただきたいと思ひます。

○島上委員 フリゲート艦と上陸支援艇はたしか六十八隻借りる約束をしてゐたと思ひますが、現在何隻借りて、残りはいつごろ借りることになつておりますか。

○木村国務大臣 現在もうすでにこちらに引渡しを受けたのは五十二隻であります。残りのものは今年九月中旬ごろまでに引渡しを受ける予定であります。

○島上委員 この五十二隻は現にもう人が乗つて訓練してゐるわけでしょうが。

○木村国務大臣 訓練するに至つておりません。ただこれを保管するだけのこととあります。一日も早くこれを動かしたいと考へております。九州の災害におきましても保安庁の船は動いてゐるのであります。さういふ船も動かしたいと思ふのであります。乗組員がおりませんから動かせません。どうぞ一日も早く御審議を願ひたい。

○島上委員 私の聞き違いであれば幸いですが、三千二百五人はすでに現実に増員しておつて乗つておる、こういう情報は私は聞いておりますが、それは違ふかどうかはつきり伺ひたい。

○木村国務大臣 そういうことはあります。法制局長官から説明いたします。

○佐藤(達)政府委員 これは予算委員会においても、御説明を申し上げたところでございますが、今まで資料の要求について問題が起つたことは、実はおそれ、鈴木先生も長い国会の生活をされ、政府側の地位にお立ちになりました。私も、私はそういう御経験はなかつたと思ひますが、これはみな各委員会と政府との話によつて、円滑にお出しできるものならお出しいたします。お出しできないものは、かようかくかくの事情とおわび申し上げて、それではやむを得ないという事で参つておつたと思ひます。従ひまして、今御指摘の義務があるとか権利があるとかいう点については、私は一回も今までの問題になつたことはないと思ひます。そこで今憲法六十二條の條文なり、国会法の條文をお引きになつて、お話のようでございますけれども、私自身率直に言つて、その点について断定的な意見は持つておりません。むしろ今まで私が先輩から教へられ、オースドックスなりとされておつたところからみますと、憲法で「両議院」ハウスという言葉を使つておるのは、これはいわば院議をもつて行動する場合をいふのである。たとえば定足数は三分の一以上という規定がありますけれども、憲法は委員会というものは予想しておらぬのでありまして、本会議のこのしきかきめておらぬ、委員会の方の定

○島上委員 私の聞き違いであれば幸いですが、三千二百五人はすでに現実に増員しておつて乗つておる、こういう情報は私は聞いておりますが、それは違ふかどうかはつきり伺ひたい。

○木村国務大臣 そういうことはあります。法制局長官から説明いたします。

○佐藤(達)政府委員 これは予算委員会においても、御説明を申し上げたところでございますが、今まで資料の要求について問題が起つたことは、実はおそれ、鈴木先生も長い国会の生活をされ、政府側の地位にお立ちになりました。私も、私はそういう御経験はなかつたと思ひますが、これはみな各委員会と政府との話によつて、円滑にお出しできるものならお出しいたします。お出しできないものは、かようかくかくの事情とおわび申し上げて、それではやむを得ないという事で参つておつたと思ひます。従ひまして、今御指摘の義務があるとか権利があるとかいう点については、私は一回も今までの問題になつたことはないと思ひます。そこで今憲法六十二條の條文なり、国会法の條文をお引きになつて、お話のようでございますけれども、私自身率直に言つて、その点について断定的な意見は持つておりません。むしろ今まで私が先輩から教へられ、オースドックスなりとされておつたところからみますと、憲法で「両議院」ハウスという言葉を使つておるのは、これはいわば院議をもつて行動する場合をいふのである。たとえば定足数は三分の一以上という規定がありますけれども、憲法は委員会というものは予想しておらぬのでありまして、本会議のこのしきかきめておらぬ、委員会の方の定

○稲村委員 鈴木義男君。先ほど長官から資料は出せないというお言葉があつたのであります。先日秘密会を要求されて、その際にどういふことを仰せられるつもりであつたのか。秘密会でやはり今おつしやつたようなことを言うつもりだつたのですか承りたい。

○木村国務大臣 それはちやうど先月のきようであります。福岡の二日市の旅館において随行の記者諸君と会見したその際のいきさつを申し上げたい、こういう気持であつたのであります。

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

○鈴木(義)委員 そういうことは別に秘密会で語らなくてもいいことである。お話になればよかつたので、秘密会を濫用されるものではないかと思ひますから、念のために申し上げておくのであります。そこでこれは国会の先例になつておきますので、この際はつきりさせておきたいと思ふ。予算委員会でも論議になりお答えになつたようであります。この委員会としてはつきりさせておきたいと思ひます。われわれは憲法六十二條及び国会法百四

足数は、御承知のように、国会法でありましたか、二分の一とある。憲法が委員会の分までもカバーしておるとすれば、委員会の定足数は二分の一ときめたことは、憲法違反ということになる。というふうなことで、大きく言ひまして憲法に言つておられます。両議院というものは、ハウスのことであると解釈しております。そして国会法にありますが、それは、そういう要求があつたらなければならぬという規定であつて、これはもちろん憲法を受けておりますから、応じなければならぬということ。憲法六十二條から来るものをいつておるのであります。そこで委員会の要求権というものはどこにあるかという、これは衆議院規則にある。これは国会の内部規則として、委員会にそういう要求権をお付けになることは自由であります。そういう意味で衆議院規則があるのではない。しかしそれは応じなければならぬという規定はないというふうな気持を持つておりまして、院議をもつて出された場合に應ずる義務があるのではないかと申す。今申し上げたように、今までも何もそんなことは表された問題になつたこともありません。これはまた国会の御解釈にまつべき面がありますから私はそういう考えを持つて来たというだけで、むしろ法の関係の大先輩であらせられる鈴木先生のお教へを伺わなければならぬと思つております。

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

○鈴木(義)委員 それは今申し上げました法律解釈の問題になると思ひます。かりに国会と政府の関係からいへば、親子の関係ということになりま

しようけれども、憲法の條文なり国会法の條文は、一個人に対する部面までもあわせて規定しているわけでありまして、個人の側から申すと、これは義務の負担という面も起きて来る。権利の制限という面も起きて来る。そういう点をあわせて考へての文字の解釈ということからいいますと——そういうことはあわせ考へる必要もありませぬけれども、特にあわせ考へていただければ、御納得できると思ひますけれども、そういう結論にならざるを得ない。これをいたすに拡張解釈するということとは、私はどうしてもできないじやないかと思ひます。私は率直に申しますと、私の部内の法律の専門家に書かせてみた記録の定義というものは、私の言つたよりも狭かつたのでありますけれども、今のようなお言葉もあり、私自身も多少はそこに緩和して考へなければならぬのじやないかというわけで、そういうものを中心とする観念ということで、私一存で言葉をつけ加えたところもあるもので、その氣持はくんでいただけたと思ひますが、しかしそれは程度があるので、それ以上に拡張するということは、厳正なる法律の文字の解釈としては、私は遠慮するのじやないか。それよりも運用の問題として、今まで通り今後も円滑に、お話し合ひで行くべきものじやないかという氣がしております。

○鈴木(義)委員 これは法制局長官に聞くのはむづかしいと思ひますが、ここで問題になつてゐるのは、木村長官が朝鮮休戦の場合を想定し、MSA援助の場を想定して、ここにわが国の警備計画を立てたということ、新聞記者に語つたのであります。ちやんと自分は

そういう案を持つており、總理大臣にも出していると言つてゐる。そういうことを言わなければ問題はじやないけれども、長官みづから言われたものだから、それはいへんけつこうなことで、長官としてはさもあるべきである。わが国の治安の責任を持つてゐる長官としてまことに心がけのよろしいことであるが、その心がけを承りたいと言つたところが、いやそういうものはないのだ、そう言われたのでこれはもめて来たのであります。そういうものはやはりつばな国政調査の資料であるといわれ／＼は考へる。法律の條文はどうであらうと、国会としてそういうものを要求することはきわめて妥當なことである、こう思ふのですがどうですか。

○木村國務大臣 ただいま鈴木君の仰せになりましたように、私は記者諸君に對して、朝鮮の休戦會議の結果どうなるか、あるいはこうなるか、それを目標にして計画を立てたということは一言も言つていない。ただ記者諸君から、朝鮮休戦會議がどうなるだろうかと聞かれたから、朝鮮休戦會議は、あるいは早急にまとまるかもしれないが、今後の政治會議というものはなかなか容易なものではなからう、これを言つたのであります。私のいわゆる試案なるものは、全然關係がないわけでありまして、私はまたMSAの問題に對しても、MSAの問題は今後の交渉にまたなければならぬのであつて、今そういうことについては何とも言うことはできない、これが話の筋であります。警備計画というものは、国内の治安情勢の変化に伴つて治安力を増強する必要がある場合にはどうするかという一応の私の試案を立てたわけでありまして、しこうしてほんとうの計画を立てるについては、あるいは大蔵省あるいは通産省その他の關係各方面と十分連絡をとつてこれをやらなければならぬの成果はできないのであります。いゝわやその前において保安庁内部において關係各局の者を集めてこれは審議しなければならぬのであります。その審議に至る前提として一応の自分の心構えをつくりたいというわけをやつた次第であります。今申し上げます通り庁内の審議も何も経ていない、これをやるのであれば各關係局の者を集めてやらなければならぬ、まづたくの試案にすぎないのであります。これは御審議の對象になるものでも何でもないのであります。従ひましてただ庁内において成案を得ますれば、御要求があれば出して皆さんの御批判をお願いしたい、これが私の心境であります。

○鈴木(義)委員 速記録を見てから重ねてお尋ねをいたしますが、それは食言のように思ふ。私はその点特に新聞社の方に語られた言葉を引いた、朝鮮休戦が成立するとすればどうであるかという質問に對して、そういう場合もちやんと考えた上でこの計画は立ててあるということを答えになつた。そのことを長官は私の質問に對してお答えになつておるはずであります。しかし今それを追究してもしかたがありませんから省略いたします。

先ほど自衛ということが最高の目標であると、島上君の質問に對してお答えになつた。朝鮮休戦が成立をしようであります。しかばその場合に保安隊に對してどういふ変化をもたらし、あるいは編成の上に、裝備の上に、配置の上にどういふ構想を持つておられるか承りたい。

○木村國務大臣 朝鮮休戦會議がおそろく成立するであろうと思ひますが、はたしてその結果どうなるかというについてはまだ予想はつきません。従ひましてそれに對してどう対処して行くかということについてはまだ見當はついておりません。

○鈴木(義)委員 それではMSAの援助を受けるということはほとんど既定の事実のようでございます。その場合この保安隊というものが一つの自衛力のもとになるということは間違いないように思ひます。これは軍隊に代用する一つの自衛力、行く／＼はアメリカの軍隊がいなくなつた場合にも役に立つものとしてお考へになつておるもの、こう了解してよろしうございませうか。

○木村國務大臣 MSAの援助の点については先ほど申し上げました通り内容も何もわかつていないのです。これをどういふ形で受入れるかということもわからぬ今日においてどうするかといふことは少し早過ぎるのではないかと、初めてわれ／＼は収集しておる材料によりまして一定の案を立てるべきだろうと考へております。

○鈴木(義)委員 それはきわめて形式的な官僚的なお答えでありまして、知らないのは長官一人でありまして、MSAがどういふ援助であるかということとは世界公知の事実である。すでにあらゆる国々において日本を除いて援助を受けてゐる。どういふやり方をしてゐるかといふことはみなわかつてゐる。すでにアイケルバーガーの言葉は島上君の質問で引用されましたから略しますが、アレキサンダー・スミスというアメリカの上院議員、確かそうだつたと思ひますが名前が間違つておつたら改めますが、この人は、東洋の將來は非常に危険である、日本の武装を強化させて、そうして日本を中核として東洋の治安に任せしめるつもりであるといふようなことをかつて演説をしてゐるのです。それより何より吉田總理大臣が昨年の保安隊の発足のときに隊員を集めて訓示した言葉が、諸君は新國軍の基礎となるのである、こういうことを言われた、これくらい明らかになつて来る軍隊に換すべきもの、これを予想した言葉はないと思ふ。それでもなお長官は、これは將來軍隊に換すべきものでないとしてお扱いになつてゐるかどうか。

○木村國務大臣 保安隊が將來軍隊に換すべきかどうか、これは国会の各位で將來決せらるべきものかと考へております。われ／＼ただいまの段階といたしましては、保安隊の質的な向上をはかつて、いかなる場合においても対処し得るだけの心構えとまた訓練をして行きたい、これでありまして。

○鈴木(義)委員 そういふ調子ではいくら御質問申し上げても真実を述べないで形式的な答弁でごまかしてしまふわけでありまして、私は質問の意味を認めませんから、この辺で打ち切りますが、なおしかし將來に質問を留保して、きようはこれで一応打ち切つておきます。

○松田(竹)委員 私は議事進行について

て一言申し上げたいと思います。大分委員会において質疑応答があつたのでありますが、何分にも保安庁は大きな国費を使う仕事である。しかるに本委員会の質問は多く保安隊は軍隊であらうか、軍隊でないか、あるいは警備計画、保安庁長官のいわゆる計画案を出せ、出さぬ、出せないというようなこととて多くの時間をとつて来た、もう少し私は保安隊自体のことについての質問があつてしかるべきであると思う。特に木村長官は大きな国費を使つて日本の保安隊の育成に努力されて来た、その木村長官もさびしげな御様子でありますから、この保安隊自体の問題について質疑があつても私はしかるべきであると思う。そうするならばこの委員会においてはそういう面についてなお少し質問する時間があつてしかるべきであると思う。そこで質問の打切りりのような話が出ましたから、私はまだ早いのではないかと、そういう考えから私はこれはどうしても続けて行つてもらいたいという見地、それから問題がデッド・ロックに入つてちつとも進まないようなことばかりやらないで、おのずから時期を待つて質問をやつてよろしかろう、そのように私は考へる。今後委員会の進行のやり方について少し御考慮を願ひたいと思ひます。

○稲村委員長 これより再開いたします。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、及び行政管理局設置法の一部を改正する法律案を一括議題とし、その質疑を行います。質疑の通告があります。高瀬委員。

○高瀬委員 大体行政管理局において各省の定員を査定して今回きめようという御方針なんですか、それを伺いたい。

○塚田国務大臣 今度の行政機関職員定員法の改正は、御承知のように政府は今年の一月からずつと減員不補充の原則でやつておりますので、その減員不補充の原則でやつておりましたのが相当数減員が出て参りましたので、それを約三割程度定員を落すという目安で、各省の現在の事務の状況をにらみ合せて検討いたしました結果出て参りましたのが今度の数字であります。従つてこれはほんの暫定的なものであつて、政府が今考へております行政機構の改革というものは、従つて定員の縮減というものは二十九年度の予算に本格的にこれをやりたいということなのであります。その一部分を今度にとりあえずやつた、こういうふうにご御了解を願ひたい。

○高瀬委員 そうしますと、本格的ないわゆる行政機構の簡素化というものは二十九年度におやになる、従つてここに各省の欠員がございまして、いわゆる定員に対する欠員、これの内容というものは一体どんなものなんですか。

○塚田国務大臣 四月一日現在で申し上げますと、今度の改正をいたしましたのは一月一日現在の欠員を基準にした

てありましたが、その後ずつと欠員がふえて参りました、四月一日現在の欠員を申し上げますと、總數一万八百八十九名定員に対して欠員を生じておるわけでありまして。

○高瀬委員 この欠員というものはほとんど病人だつたりなんかして非常の内容が不明瞭であります。ただ總括的にこの最後の表にある一万八百八十九名ですかの欠員があるということだけ伺つても何の意味かわからぬから、その点はつきりと説明していただきたい。

○大野木政府委員 これは病気の長い人はいづれも休職になつておりまして、この中に入つておりません。主としてここにございましてのは、未補充の職員が欠員になつてゐるのが多いようございまして。

○高瀬委員 そうなりますと、初めからこれだけの人間がいなくて、何らだけをただ表に現わしただけで、何らの意味がないと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野木政府委員 結局これは初めから補充ができてない職員と、それから自然退職をしまして、そのあと補充されてない職員、現在は御承知のように欠員の不補充という原則を立てておられますので、特に欠員になつてゐるところもございまして。

○高瀬委員 それでは現在のわが国の官庁では七十一万九千九百九十九名の定員があるということをごの国会において確認してほしいという一つの要求なんですか。

○大野木政府委員 これは定員法の四條によりまして毎月各省が行政管理局に現在員を報告することになつております。その報告の状況を御参考にお目

にかけただけの資料でございます。

○高瀬委員 それならよくわかりました。それから定員改正資料についてちよつと伺ひますが、これにずつと増減がございまして、この中で郵政省の定員が非常にふえて五千五百六十一名となつておる、この点はどういう理由かちよつと伺つておきたい。

○塚田国務大臣 これは私も今度の定員法を、自分が管理局の長官を引受けましてからいろいろ検討してみても、こういう法律はどうして前の国会に出ておつたんだらうという、調べて見て最もふしぎに感じたのは、ただいま高瀬委員が御指摘になつた点であります。いろいろ説明を聞いてみますと、これは郵政電通を分離し、そうして電通を公社にいたしましたときからのいきさつがずつとあるのであります。今まで賃金要員になつておりました、然しこれは定員にすべきものををされずにおつた、それをこの機会にやつたのだ、こういうことです。

○高瀬委員 大体それだけなんです。それから行政管理局で何か監察制度を強化するということもたまたま議題になつておる、それは一体どういう方法でやられるのですか。

○塚田国務大臣 これは今度の第五次吉田内閣が非常に重点を置いております政策の一つなんでありまして、事の起りは、私の記憶では前国会におきまして衆議院の予算委員会、いろいろ国費のむだがある、ことに公共事業費や何かに非常なむだがあるということが強く指摘されまして、われわれもその通りに感じ、總理もそのように了解されて、これだけ国民負担が重い際に、その重い負担によつて成り立つ国費が

使われる面に非効率的な面があつてはならないというので、これをぜひなくするようになりたいということがこの行政監察を強化したいという考え方のそもその起りなのであります。今行政監察を強化するという考え方に従つて、私どもが考へております大体的構想は、御承知のように行政管理局の中に監察部というのがございまして、監察部は経済調査庁の人員を引継ぎましたのでございまして、昨年の八月発足しましてからまだ間もないのであります。従つて能力も必ずしも十分であるとは考へておらぬのでありますけれども、とりあえずこの人員をもつて今御審議願つております予算の範囲内で最大限の、今申し上げましたような監察効果をあげよう、こういう構想でとばかりいたしました。従つて能力の点などにも十分でない点がありますから、そう広い範囲をやるということではなしに、むしろ非常に範囲を狭めて当面公共事業費と国からの補助金、そういうものに重点を置いて、今の能力で許す範囲の仕事をして、それをいたします場合に、今の管理局設置法によつて与えられております監察をいたします場合の法的な権限その他が十分でない面があります。御承知のように現在監察機構は各省にそれぞれありますので、会計検査院が持つておられますのと、行政管理局が今度やりますのと三本建になつておるわけでありまして、この管理局の監察をいたします場合の権限を各省がそれぞれ監察をいたします場合に持つておる権限程度まで、これを強化したいというのが今度のこの管理局設置法の改正になつたのでございまして。

○高瀬委員 そうしますと、あまり行

午後三時四十九分開議

午後零時二十九分休憩

政管理庁の監察機構も権限は大したものではないと思われ、それからもう一つ今までの例から言うに監察などをする方の側にまわる人は比較的各省でも何といふか、とうの立つたような人がまわつて能率があらぬという弊害は今まであつたように思いますが、そういう点では権限の点と、人的機構の内容について、非常に深遠なる考慮が私には思ふのですが、その点はいかがですか。

○塚田国務大臣 これは私も監察の効果をあげるために、どういふぐあいにすることが最も大事なのかということについて、検討したものであります。ただ監察というものが警察庁のやるような仕事にまで立ち入つて行くといふようなことは、もちろん考えなくちやいけません。おのずから監察には監察の領域というものがあつて、そこでその観点からいたしますならば、現在各省の監察機構が持つてゐる程度の権限を持つてゐるならば、法的な措置としては十分ではないか。しかし監察の実効を上げ得るためには、法的の権限を強化することよりも、むしろたゞいま御指摘になりましたように、これをやる人間の問題があるのであつて、監察は一応他の人間がやつたことをあとから行つてみてその適当でない点を指摘するのでありますから、素質的には、やつた人間よりも当然一段上位の素質を持つものでないとやれないことは言うまでもありません。その意味においては経済調査庁から引継ぎました今の人員が必ずしも適当であるとは私は思つておりませんので、従つて当面は、今申しましたように仕事の範囲を狭めて重点的にやるといふことと

同時に、この人員をなるべく短期間に事務に習熟させるということが一つ非常に大事なんじゃないかというので、そういうような研修機構を部内に設けるといふふうは今やつております。

○高瀬委員 ただいま塚田長官の言われた御説もつともであります。実際に監察する場合に、現地の事情に行政監理庁におられる方々が非常に遠く離れておつて、いきなり一年に一回、あるときは九州だ、あるときは北海道だといふやうに監察しても、ものの実態をつかむのに、非常に経費と人員を動員した割合に効果が上らず、かえつて逆の結果が——早く言えば、ある公共事業について会計監査をやつた、そういう場合に逆な監察などをして能率を阻害し、現地から恨まれるという妙な結果になりはせぬか、こういう点についての御配慮はいかがですか。

○塚田国務大臣 この点は検査院の検査が御指摘のように全部中央に集結しておりまして地方に出て行くといふわけなものであります。管理庁の場合には各地方に支分局があるわけなのであります。そこで人間がおりますので、常時末端で仕事をしておるところに、われ／＼の方の職員が一応各府県にみな配置されておる。そして現実の仕事がなされることを、そのされる経過について逐次見ながらやつておるといふことになるので、御指摘のような点はまことに少ないのではないかと。もちろん私も監察をやります場合に、三本建になつておる今日のような日本の監察では、あちからちうも行く、こちらからちうも行くといふやうなことになるので、同じものに何重もの監察、検査が重なるということになれば、これはプラス

の面よりマイナスの面が非常に出て来るから、そういうものは、やる場合に事前に他の部局と十分連絡をとりながら、そういう弊害に陥らないように、またいたすに、非違を摘発して重箱のすみを突きまわすといふやうな考え方をなして、大きな行政といふものの観点から、このやり方が適当であるかどうか、また予算の使われ方が効率的に行つてゐるかといふことを見るように指示してあります。

○稲村委員長 ほかに御質疑はございませんか。

○島上委員 厚生省の国立療養所の増床に伴う増五十五名となつておりますが、どのくらい増床で、この五十五名の内訳はおわかりですか。

○大野木政府委員 ベッドの増しは五十五床でございます。そこに医師、看護婦その他の使用人等が合せて五十五人ふえるのでございますが、内容は、医師が十一人、看護婦が二十五人、炊婦が十二人、その他の用人が七名でございます。それからふえますところは、東北の新生園が二十床、多摩の全生園が六十床、駿河が三十床、長島愛生園が七十床、邑久光明園が七十床、大島青松園が二十床、菊池恵風園が百七十床、星塚敬愛園が三十床、松ヶ丘保護園が三十床、以上でございます。

○島上委員 療養所の看護婦、職員等がはなはだしく少い、そして患者同士に作業を手伝はせているという状況であるので、そういうことを勘案して増員したものであるかどうか。

○大野木政府委員 これは詳しいことは厚生省でないとちよつとわかりかねますが、大体従来の企画に沿いまし

て、ベッド数に対する割合の看護婦をつけたのだからと存じております。

○島上委員 今度予防法改正に關して入院患者が不満で、作業拒否を一部してゐる、そのために療養所の運営に非常に大きな支障を来しているといふことを聞いておる。それは今私が言つたように、職員が非常に少なくて患者に作業をさせてゐる。しかもほとんど強制的にさせてゐる、こういうような状態があるので、職員の諸君から増員方の強い要望がかねてからあつたのですが、どうもこの増員は五百床の増床に伴う五十五名の増員で、そういう職員の要望、現在少な過ぎるという実態を全然考慮に入れていないように思われるのですが、厚生省の方でなくて、よくこの事情がおわかりでなければ、またあとで伺いますが、その点いかがですか。

○岡部政府委員 厚生省によく連絡しておくことにいたします。

○島上委員 国立療養所の地方委託に伴う減員三百四十二名とありますが、たしか国立療養所の地方委託は、厚生省が考へてゐるように進展してゐないはずなんです。地方では委託することにおおむね反対です。あまり進展してゐないようなので、その状況をお伺いできれば幸いです。

○大野木政府委員 お話のように予期したほどの進捗はしてゐないと思ひますが、ここに掲げてありますのは、四月一日から委託になりますので、秋田、山形、岩手、飯坂の四つの国立病院が委託されます。なおおそれくもう行つておるかと思ひますが、七月からの予定としては徳島、岐阜、下呂なんかがございます。

○稲村委員長 他に御質疑はございせんか——高橋等君。

○高橋(等)委員 ごく簡単に伺ひしたいと思ひます。この定員法改正資料の中で増員になります総数と減員になります総数は幾らくらいになつておりますか、お伺ひしておきます。

○塚田国務大臣 増員になる数が八千六百八十二名、減員になる分が三千九百十六名差引四千七百六十六名増員、こういうことになつております。

○高橋(等)委員 この減員の三千九百十六名というのは、現在の欠員数一万百八十九名と何らかの關係を持つておりますかどうか。もう少し詳しくお尋ね申し上げますが、現在政府においては欠員の不補充をなさつておられるということでもあります。ところがこゝで減員にあげられておられますものが、そのまゝ欠員を食ひまして、増員分の八千六百八十二名が実際に増員になるのかどうか。その点を私はなほ心配いたしますが、どうでありますか。

○塚田国務大臣 これは今度減員の出で来ましたところは、一月一日現在の各省の欠員の合計が八千八百六十九人あるわけでありまして、これの三割という目標で減員を立てたわけでありまして、しかしこの中に欠員があるからといって、どうしても減員ができない、たとえば保安庁關係の職員でありますとか、検査官、刑務官、公安調査官、教官、こういうものがあると考へますから、そういうものを除きまして今の三割といふことで行きますと、一千八百四人しか定員の減少ができないことになるわけでありまして、しかしその考へを一応頭に置きながら、さらに現実の各部局に當つていろいろ検討してみた

がございします。

ら、それ以上に三千九百十六人までは減員できる、こういうことであります。そこで現実に確かに三千九百十六人の減員が出たのでありますが、今申し上げましたように、たとえ賃金要員から定員に繰りかえる、こういうものが出た結果、今申し上げた実質上の増員になつた。そこでこの増員と減員というものはどういふところから出て来たかというのを私もさきに検討してみました。たとえば国の定員で減員になりましたも地方でふえれば意味がない。それからかりに国が増員になりましたも、それだけ地方公務員の方で減れば、それでもさしつかえない。また郵政省の方はなるほど定員はふえたが、賃金要員はそれだけ減るといふことであれば、これもよい。そういういろいろの考慮をいたしまして、実質上ふえるのか、減るのかというのを検討いたしましたところが、実質的にはやはりわずかではあります、二百三十二名減員になる、こういうことであります。

○高橋(等)委員 そうしますと増員八千六百八十二名で、減員三千九百十六人、差引四千七百六十六名の増だと言われますが、実際の増員は八千六百八十二名になるのではありませんか。

○岡部政府委員 これはさういふことではないのであります。八千六百八十二名が一方にふえますが、三千九百十六人が減るから、差引四千幾らがある。しかし四千幾らある中에서도いろいろの形勢の公務員になつておるから、実質的にはほとんどふえない。こういう形になつておるわけでありす。

○高橋(等)委員 どうもその御説明はちよつと納得が行かないからもう一べん伺うのですが、予算面におきまして一万八千九百名の欠員から減を三千九百十六立てる、予算はそれだけ落ちるのではありません。ところが実際の増員分は予算面へ八千六百八十二というふうなふやさなければ動かぬのですね。そうすると実際に定員法の施行のからくりというものの四千七百六十六も、ちろんこれは今言われた賃金要員その他の組みかえといふことはわかりません。またどうしてもふやさなければならぬ。たとえば恩給法の施行に伴う増員、いろいろのものがあつたことはよくわかります。それでなしに実際は八千六百八十二名の増員になり、欠員を不補充をして、不補充をして、欠員を数字の上で差引いて増員を立てておるのだ、こういうふうな心配がいたすのであります。その点はどうなんですか。ひとつ率直にお答え願いたい。

○岡部政府委員 こういうことにお考えいただきたいと思うのであります。すなわち欠員といふものは一月一日現在で八千余ありますので、とにかくその八千余の中から三割に相当するものが三割といたしますと、その三割はこの定員法の施行のときから落すということになるわけでありす。しかしそれはそれだけで減る。それから今度別に二十八年度の新規事業に基きましてふえるものがあるわけでありす。そのふえるものが八千幾らございす。それから今度は減る方が先ほど申しました通り三千幾ら、約四千になりす。それからそれを引いた差引がやはりふえるのだ、それで結局八千から三千幾らを引きました四千幾らがふえるのだといふのはその通りのことと存じております。ですから純然たる八千幾らがふえるのではなくて差引の四千だけかふえる、こういうふうな考へております。

○高橋(等)委員 そうすると話が二つ、こんがらかつたので誤解があるかと思ひますが、もう一べん確かめておきたいのです。一月末八千八百六十九人の三割、すなわち三千幾らの減員と、もう一つこの三割のついたものの集計、これは違ひのつかない。今の御説明と二つの御説明になつたように思ふのです。

○岡部政府委員 お答え申し上げますが、三割減といふ形のものも結局總計の四千幾ら減つた、三千九百幾ら減つたといふ中に入つてゐる形になつております。

○高橋(等)委員 ただいま大臣からも御説明がありましたように、八千八百六十九人の三割といふものを振り割つて三千九百十六人といふことになつた。ですから今の数字に直すと一万八千九百名の欠員をとにかくこちらへ一応予算面、定員面として振りかえて三千九百十六人といふものを定員の方から落したのだ。そうして結局減員は私どもとしては欠員は六千人くらいになるだらうと考へる、欠員の始末はあとで考へる、こう了承したものであります。そうなつて来るとこの減をお立てになつてゐるものは当然不補充で埋められないものを数字の上で減を立てておるのだ。そうして増の方にはふやすなりあるいは賃金要員を組みかえなければいけないものを増に立ててゐるのでしよう。そうすると増員分は組みかえ分を除いては、定員不補充がでないければ、差引四千七百六十六人の増といふのは間違ひで、実際の増は八千六百八十二人、こう思つて私は質問してゐるのですが、それはどうなんですか。要するに定員の差引とかなんとか、実際の面においての欠員の不補充といふ面から考へてみて、それだけ緩和されておるのではないか。それをお伺ひしております。

○高橋(等)委員 そうしますと、この定員法が通りました後におきます各省の欠員数は一万八千九百人から三千九百十六人引いたものになると考へてさしつかえないのでございすか。予算面の問題と両方あわせて考へておるのですか。

○岡部政府委員 お答えいたします。大体お尋ねのような結果になると考へてよろしいと思つております。現在欠員が一万あるのが、定員法が施行されます八月一日からそれだけ定員が落ちますから、三千九百人落ちれば、あと欠員は八月一日には六千人ある。こういうことにならうかと思ひます。

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

○岡部政府委員 少しい食ひ違ひがあつたかと思ひますが、欠員の三割といふことは、抽象的に申しますと、要するに九千あれば三千を落すといふことではないです。今高橋さんからお尋ねのありました通り、ただそれと離しまして、今度個々の事項について減員して行くといふことは、それ／＼の省の欠員とは直接に結びついてゐないわけでありす。どの省におきまして、たとえば通産省におきまして、繊維局に十人の欠員がありまして、繊維局の仕事は減らすことはできない。これは幾ら欠員があつても、この欠員は落すことはできない。ところが軽工業局には欠員はございせんけれども、そ

事で新規の定員が認められた場合においては、補充できるわけであります。ですから、そういう新しい仕事でふえる場合の定員を充員すること、それから欠員を落すこととは、ちよつと離れておるわけであります。

○高橋等委員　今閣議決定がどうだとかこうだとかと言われましたが、それはいいのであります。私の伺っているのは、そうじやなしに、定員法に現われている八千六百八十二名というものは、埋めるのですか、どうですかという事です。

○岡部政府委員 それは埋めるのでございませう。

○高橋等委員　そうですね、現実には埋めるのですね。そこで実は私は元役所にありましたものですから、役所の状況は非常によくわかる。こう言つては失礼かもしれませんが、割合よくわかるのです。最近の役所の連中の能率を見ますと、実に慨歎にたえないものがある。私は、定員などをふやさないで、むしろ徹底的の減員をなすべきだと思います。これは一例を申し上げてみますと、現業官庁においても、たとへばこれだけの分量の仕事があつても、時間外勤務をせねばならぬというので、それを平素の能率ではじいてみますと、四時間分の時間外勤務をやる必要が、ある。ところが実際時間外勤務をさせてみますと、二時間で片づく。それで実際に四時間分の時間外勤務をとつておみるという実例がある。これは現業官庁に於いてすらあるのでありますから、わんや非現業における事務の能率というものは慨歎にたえぬと思う。そこで私が特にお伺いをいたしておきたいことは、どうやれば能率が上るだらうと

か。この点については、お互い国民の全部が――お役人さんは別としまして、全部が官庁の能率という問題については非常に重大な関心を抱いており、政府も関心をお持ちになっていると思います。これらについてのごくふうがあれば、お伺いをしたいと思えます。それと同時に行政整理は徹底的にやつていただきたいということも希望を申し上げる次第であります。

○塚田國務大臣 能率をどうしたらば上げられるかということは、いろいろ／＼な面から、たとえば公務員のもの考へ方を改めるといふ面からも、能率を上げる／＼ふうがありましようし、また事務のやり方の面からも、能率を上げる／＼ふうがあると思ふのであります。が、少くとも行政機構改革をして、人

間をなるべく減らして行きたいという考え方から能率を上げて行くのには、やはり多少無理でも人間をふやさない、機構改革でもして人間を減らすという場合には、相当多く人間を減らすとておいて、少い人間でその仕事を片づけるといふような心構えに自然と持つて行くようにする以外には、私は能率を上げるくふうはないのじやないか。結局たくさん人間があれば、その人間がどれもこれも遊ばないようにすれば少しの人間で済む仕事を、長い時間をかけて非能率的な仕事のやり方をするというようになるのでありますから、そこで總理もその点は非常に熱心に考えておりますので、今度の行政整理は相当大幅に、しかも相当ジビヤに空を立てて、国会の皆さん方の御協力も得て、今御指摘のような点の目的を達成したい、こういうふうに思つておられます。

○中村(富)委員　北海道開発庁というのがここにありますが、これは政治的に大分問題になつた役所だと思つてのではありませんが、ここにありますがこの定員は、元は北海道庁に所屬しておつたものが、開発庁ができて異動をしたものでありますか、それともこれは開発庁ができてから新たにできた人数でしょうか。一番上の紙のところに、北海道開発庁の三千二百二十三名というのがありますか……。

○大野木政府委員 この北海道開発庁の職員は、元北海道庁におりました国費の職員が根幹であります。その後若手ふえていくのがあるかもしれませんが、もとになっているのは、ただいま申し上げましたような職員でございます。

○中村(高)委員 この役所などは、いらないものを無理につくつたというところで、当時私は国会におりませんでしたが、大分議論があつたのであります。必要があるといへば、役所ですから、必要がありましようが、他府県に開発の必要ないところはありますけれども、他府県においてはどこにも開発庁がないのであります。北海道にだけあるのですが、塚田大臣はこういうふうな開発庁を行政整理の際に整理するといふようなことについて御意がありますんでしうか。

○塚田國精大臣　この点は私もよくさういう話を聞きますが、自分としては今別に確定した考え方を持つておりませんけれども、これは行政審議会の意向も伺つて十分検討したい、このように考えております。

○中村(高)委員　大野木さんがよく言つておるんですが、建設省の中に首

れも人間がおられないのですから、予算も
なくして名前ばかりの首都建設とかいう
かけ声で、こんなものは何をしている
んだらうというようなことをよく聞き
ますが、名目上こういうものを置かな
ければならぬというのは法律があるか
らだと思ふのですけれども、何かこれ
は仕事をしておるのでしょうか。人間
はおらぬし、この首都建設委員会とい
うのは何をやっているんでしよう。

○大野木政務委員 御承知の通り首班建設委員会は昨年の十三国会の機構改革のときまでは総理府の外局として行政委員会であつたのでございますが、

昨年八月機構改革になりまして総理府から離れまして建設省の外局に移りました。委員の方々はおいでになります。が、事務局の間は建設省の計画局のほう者がこれを兼ねるということになります。して、現在建設省の人たちが実際において作業しているわけでございます。仕事の内容といたしましては、東京郊外の建設計画につきまして各省といふいろいろな関係がございますので、それらの調整をいたしましたり、また帝都の建設のプランを立てたりしているようにございます。

○中村(高)委員 首都建設に関する予算というものはないのだらうと思うのですが、東京都の建設に關しましておとすべくああいふ法律があります關係委員会があるのでしょうか、ほとんどどうも何ましておらぬし、どうでもいい委員会でありましょうが、おわかりになりますか、首都建設委員会は予算なんあるのですか。

○大野木政府委員　今詳しい資料をばつておりませんが予算もございます。

それからやはりこの委員会の推薦によりまして、東京都の復興計画なんかも大分進んだようでありますし、地下鉄の計画なんかもこの委員会の計画で促進されたように承っております。

○中村(高)委員　それからもう一つ。

調達庁という役所がありますが、これは何か間接調達であつた当時に比べては今では直用主義になつて、アメリカカが直接事業ができるということになつて、調達庁の仕事というものはまつたく縮小されたものであります。ところが、当初の調達庁に比べますと今までよりよほど減員になつていたのであります。ましようか。

○大野木政府委員 当初の数は今ひとつと覚えておりませんが、ずつと減らして参りまして、昨年度におきましても千人くらい減らしております。今年もまた百九十五名減らしております。だん／＼減つて参つたのであります。が、ちよつとここにございますように、また漁業補償でありますとか、特別の損失補償とか、使用解除財産の補償かというような事務が出て参りましたので若干ふえることになりましたけれども、差引いたしますればことしも百十五人減になっております。

○中村(高)委員 長官がおいででありますが、今の調達庁のことでありまゝるが、直用主義になつてから業者の方面でもどうもいろ／＼折衝をしたりなんかするのにも不便だし、書類などとても調達関係の書類はめんどうで、それから車輛をきめることその他でとてもこれは直用じやかなわないかもう一ぺんまた元にもどして、調達をやつてもらいたいという意見が業に非常に出ているやに聞いているの

ありますが、そういう点はまた逆もどりのような感じもするのでありますが、政府では何かそういうことについて——むろんいろいろの注文をお聞きになつてゐると思うのでありますが、その点については長官はどういうふうにお考えになつておりますか。

○ 塚田国務大臣 私もまだ拝命して間もないので、そういう話はあまり聞いておらぬのでありますが、かりにそういう話があつたといつたとしても、私としてはそういう希望を聞いてこれを増員するという考え方は毛頭持つておりませんので、むしろそういうものが商売なんだ、勉強してやりなさいと言つて業者に大いにふんばつていただくつもりでおります。

○ 中村(高)委員 この程度で……。○ 稻村委員長 他に御質疑がなければ、本日はこの程度にいたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会をいたします。午後四時三十八分散会

(参照)
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局